

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(平成18年3月15日通知)(下線部分変更)

新	旧
<p><u>(統計等の公表等)</u> <u>第81条の2 機構は、外国株券等保管振替決済業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて統計等の公表等を行うことができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成21年9月28日から施行する。